

養護老人ホーム、養護委託費用徴収基準額表

対象収入による階層区分(単位;円)		費用徴収基準月額(単位;円)
1	0 ~ 270,000	0
2	270,001 ~ 280,000	1,000
3	280,001 ~ 300,000	1,800
4	300,001 ~ 320,000	3,400
5	320,001 ~ 340,000	4,700
6	340,001 ~ 360,000	5,800
7	360,001 ~ 380,000	7,500
8	380,001 ~ 400,000	9,100
9	400,001 ~ 420,000	10,800
10	420,001 ~ 440,000	12,500
11	440,001 ~ 460,000	14,100
12	460,001 ~ 480,000	15,800
13	480,001 ~ 500,000	17,500
14	500,001 ~ 520,000	19,100
15	520,001 ~ 540,000	20,800
16	540,001 ~ 560,000	22,500
17	560,001 ~ 580,000	24,100
18	580,001 ~ 600,000	25,800
19	600,001 ~ 640,000	27,500
20	640,001 ~ 680,000	30,800
21	680,001 ~ 720,000	34,100
22	720,001 ~ 760,000	37,500
23	760,001 ~ 800,000	39,800
24	800,001 ~ 840,000	41,800
25	840,001 ~ 880,000	43,800
26	880,001 ~ 920,000	45,800
27	920,001 ~ 960,000	47,800
28	960,001 ~ 1,000,000	49,800
29	1,000,001 ~ 1,040,000	51,800
30	1,040,001 ~ 1,080,000	54,400
31	1,080,001 ~ 1,120,000	57,100
32	1,120,001 ~ 1,160,000	59,800
33	1,160,001 ~ 1,200,000	62,400
34	1,200,001 ~ 1,260,000	65,100
35	1,260,001 ~ 1,320,000	69,100
36	1,320,001 ~ 1,380,000	73,100
37	1,380,001 ~ 1,440,000	77,100
38	1,440,001 ~ 1,500,000	81,100
39	1,500,001 ~	(1,500,000円超過額×0.9÷12月)+81,000 (100未満切り捨て)

備考: 上表に関わらず、市町村が必要と認める場合には、当該費用徴収基準額に別途上限を設けることができる。

この表における対象収入とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

養護盲老人ホーム光の園 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護利用料金

養護老人ホームに入居した後に、要介護状態になった場合、介護保険サービスの利用が可能となります。利用者様(ご家族)と契約を結んだ上で特定施設が契約している受託居宅サービス事業者(訪問介護・通所介護・訪問看護・福祉用具貸与等)が特定施設の計画作成担当者によって策定された介護サービス計画をもとにサービスが提供されることとなります。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護状態に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

要支援度	区分支給 限度基準額 (月額)	通所介護 介護サービス費 (月額)	訪問介護						サービス提供 体制加算 I	科学的介護 推進体制加算 I (月額)	介護職員 処遇改善加算 I	介護職員特定 処遇改善加算 I	
			基本サービス費	外部訪問介護 I (月額) (週に1回程度の訪問介護)	外部訪問介護 II (月額) (週に2回程度の訪問介護)	外部訪問介護 III (月額) (週に3回程度の訪問介護)							
要支援1	50,320円	1,504円	56円	1,057円		2,115円		3,355円		22円	40円	所定単位数の 82/1000	所定単位数の 18/1000
要支援2	105,310円	3,084円											
要介護度	区分支給 限度基準額 (月額)	通所介護 サービス費	基本 サービス費	身体介護1 (15分未満)	身体介護2 (30分未満)	身体介護3 (45分未満)	身体介護4 (60分未満)	生活援助1 (15分未満)	生活援助2 (30分未満)	サービス提供 体制加算 I	科学的介護 推進体制加算 I (月額)	介護職員 処遇改善加算 I	介護職員特定 処遇改善加算 I
要介護1	163,550円	374円	83円	96円	193円	262円	349円	49円	96円	22円	40円	所定単位数の 82/1000	所定単位数の 18/1000
要介護2	183,620円	428円											
要介護3	204,900円	484円											
要介護4	224,350円	538円											
要介護5	245,330円	595円											

* 身体介護…入浴介護、身体の清拭・洗髪、食事介助等です。生活援助…調理、衣類の洗濯・補修、お部屋の掃除・整理整頓等です。

* この料金表は参考価格であり、日額で利用料金を計算しております。

* 医療・介護一括法(地域医療介護総合確保推進法)の成立により、収入が一定額以上の方は2割または3割負担となります。

* 介護保険法の改正や加算要件の見直しにより、内容が変更される場合があります。

○介護サービス利用者負担加算

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2~22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

* 介護サービスを利用した場合、利用者負担の一部については、老人福祉施設負担金の階層区分に応じて介護サービス利用者負担加算が受けられます。